

議案第30号

白岩・作原辺地総合整備計画の策定について

白岩・作原辺地総合整備計画を次のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

白岩・作原辺地総合整備計画書

栃木県佐野市 白岩・作原辺地

（辺地の人口 471人 面積 40.7k㎡）

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|----------------|
| （1） 辺地を構成する町又は字の名称 | 栃木県佐野市白岩町及び作原町 |
| （2） 地域の中心の位置 | 栃木県佐野市白岩町64番地6 |
| （3） 辺地度点数 | 108点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

白岩・作原地区は、本市の中心地から約20km北方に位置し、農林業を主要産業とする自然豊かな山間地帯である。森林資源に恵まれており、村づくり団体による地域おこしの取組が活発に行われているが、若年層の市街地への流出に歯止めがかからず、過疎・高齢化が問題となっている。

森林整備や林業経営に必需道である林道作原沢入線、小戸線及び西沢線は生活道としても利用されているが、開通から年数が経過し、特に各線に架かる橋りょうは老朽化や崩落等により通行に支障を来すおそれがあるため、道路・橋りょう改修工事を実施し、地域住民の安全を確保するほか、地域の活性化に資するため、産業の振興を図る必要がある。

また、医療に関しては、高齢化に伴い当地域内の野上診療所を利用する患者数も多いことから、診療所の運営は必要不可欠であるが、当該診療所においては、従来からの医療用コンピュータを使用しており、カルテを手書きで作成し、処方箋については手入力を行うなど、医師の負担や患者の

待ち時間が増加している。そのため、国の進める電子カルテを導入し、医師の負担を軽減するとともに、地域医療の充実を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

| 施設名 | 区分 事業主体名 | 事業費 | 財源内訳 | | 一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額 |
|---------|-------------|--------|--------|--------|----------------------------|
| | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 野上診療所 | 佐野市 | 4,200 | 2,100 | 2,100 | 1,000 |
| 林道作原沢入線 | 佐野市 | 50,200 | 25,100 | 25,100 | 25,000 |
| 林道小戸線 | 佐野市 | 15,600 | 7,800 | 7,800 | 7,800 |
| 林道西沢線 | 佐野市 | 7,600 | 3,800 | 3,800 | 3,800 |
| 合計 | | 77,600 | 38,800 | 38,800 | 37,600 |

理由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律によって、白岩・作原辺地に係る公共的施設の整備を図るため、白岩・作原辺地総合整備計画を策定したいので提案するものです。

参考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律抜粋
(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備しようとする公共的施設
- (2) 整備の方法
- (3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 整備を必要とする辺地の事情
- (2) その他総務省令で定める事項

4－8 …省 略…